

令和7年3月26日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

建設産業常任委員会
委員長 小林 栄二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第32号議案 市道路線の認定について

道路法の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 ひかりヶ丘1-10号線、池浦1031号線、城ヶ谷34号線及び土穴64号線は、宅地開発に伴い整備された道路を市道路線として認定する。
- 2 千疋7号線及び皐月27号線は、開発に伴い整備された道路を市道路線として認定する。
- 3 城ヶ谷35号線及び平井49号線は、住宅建築に伴い市道路線として認定する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第33号議案 市道路線の廃止について

道路法の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

日の里9丁目10号線は、日の里配水池への進入路であり、今後は、宗像地区事務組合が水道施設として管理するため廃止する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第34号議案 宗像市景観条例の一部を改正する条例について

宗像市景観計画の変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 策定後10年が経過する景観計画と令和7年3月をもって期間満了となる景観まちづくりプランを統合し、見直しを行った新たな景観計画を策定することに伴い、条例を改正するものである。
- 2 主な改正内容
 - (1) 景観重点区域において、視点場からの眺望に影響を与えない区域においては、これまで建築を認めていなかった片流れ屋根、差し掛け屋根及び陸屋根を認める。
 - (2) 屋根置き型の太陽光発電設備の基準を新設し地上に設置する太陽光発電設備の基準を追加する。
- 3 条例の施行と新たな景観計画の運用開始は、令和7年4月1日で、条例中、太陽光発電設備に関する規制は、周知期間を考慮して、令和7年10月1日に施行する。

【意見】

(賛成意見)

- ・景観は、世界遺産の保全にもつながっているので配慮しながら検討してほしい。
- ・景観を守り続ける地元住民の意見も取り入れて進めてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第35号議案 土地改良事業の施行について

土地改良法の規定に基づき、土地改良事業計画を定めるに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施行年度 令和7年度から令和10年度まで
- 2 名称 防災重点農業用ため池緊急整備事業
- 3 工事場所 宗像市大字野坂437(御木屋池)
- 4 工事概要 堤体工 本堤改良95メートル、副堤改良29メートル
付帯工 排水対策一式
仮設工 進入路整備一式
- 5 概算事業費 119,000,000円

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

地島辺地及び大島辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進に関し、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在の辺地に係る公共的施設の総合整備計画が今年度末をもって計画期間満了となるため、新たに令和7年度から令和9年度までの3か年を期間とする新計画を策定するものである。対象事業はハード整備事業のみで、計画に掲載することで辺地対策事業債の活用が可能となり、充当率は対象事業の100%である。また、財政措置として後年度以降、元利償還金に対し80%が交付税算定の基礎に算入される。
- 2 地島辺地の事業では、下水処理施設、診療施設、水道施設、渡船施設の整備を計画している。
- 3 大島辺地の事業では、観光又はレクリエーションに関する施設等の整備を計画している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 37 号議案 宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）の変更について

本市における過疎地域の持続的発展に関し、宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）は、計画期間が令和3年度から令和7年度までの5か年計画である。令和7年度事業として、水道施設改修・整備事業、大島福祉センター改修事業の2事業を追加するため計画の変更を行うものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。